

令和 4 年度市町発達障害者支援体制状況調査の結果報告

(障害者支援局障害福祉課)

1 概要

例年厚生労働省より依頼のある「発達障害者支援に関する調査」(以下「市町調査」という。)について、県独自の調査項目を加えた上で県内各市町(指定都市除く。)に対して調査を実施し、その結果を取りまとめたので報告する。

2 市町調査の結果

- ・調査結果の詳細は別紙のとおり(本県の障害福祉圏域(2~3域)に分けて印刷)
- ・調査結果は、各市町に対してフィードバックしたほか、県発達障害者支援センター、県発達障害者支援コーディネーター等の支援機関に対して情報提供を実施

3 質問項目別市町数 ※太枠の項目が県独自調査項目

区分	項目	市町数 (H30→R4)	東部 20		中部 6		西部 7		
			H30	R4	H30	R4	H30	R4	
発見 把握 体制	二次健診又は二次スクリーニングの体制有	29	-	16	-	6	-	7	
	5歳児健康診断の導入有	2	-	2	-	0	-	0	
	早期発見のためのアセスメントツール導入有	14→25	9	15	4	4	1	6	
	発達障害児者の相談に特化した窓口有	9→13	6	6	3	4	0	3	
	発達障害支援の地域課題集約等の場有	25	-	14	-	5	-	6	
支援 体制	家族等 支援	ペアレントトレーニング導入有	2→3	1	2	1	1	0	0
		ペアレントプログラム導入有	9→12	4	3	2	5	3	4
		ペアレントメンター配置有	0→2	0	2	0	0	0	0
		ピアサポート活動提供有	10	-	3	-	3	-	4
	巡 回	巡回支援専門員整備事業の実施有	16→21	8	14	4	3	4	4
		上記事業に相当する事業の実施有							
		広域で連携した健診、相談、事後フォローの体制有	12	-	8	-	1	-	3
	防災計画への発達障害者への配慮の規定有	9→11	6	4	2	3	1	4	
連携 啓発 体制	他機 関連 携	情報共有目的の個別支援ファイルの活用有	5→10	1	4	3	3	1	3
		教育と福祉の連携に係る取組有	22	-	16	-	4	-	2
		労働機関との連携に係る協議の場有	7	-	4	-	2	-	1
		医療機関との連携に係る協議の場有	10	-	7	-	2	-	1
	啓 発	発達障害理解啓発に係る市民向け活動有	13	-	6	-	5	-	2
		発達障害支援拡充に向けた研修有	12	-	5	-	4	-	3

4 地域の社会資源（障害福祉圏域別事業所数）

（単位：件）

項目・圏域	賀茂	熱海伊東	駿東田方	富士	志太榛原	中東遠	湖西市	計
児童発達支援センター	0	2	4	2	2	5	0	15
児童発達支援事業所	0	3	35	16	16	21	4	95
保育所等訪問支援事業	0	2	14	3	4	9	4	36
放課後等デイサービス （発達障害児受入）	2	6	89	67	36	71	6	277
生活介護事業所	9	6	48	32	21	36	2	154
地域活動支援センター （発達障害児者受入）	0	2	9	13	3	5	1	33
障害児相談支援事業所	3	2	31	13	11	26	2	88
計画相談支援所	7	5	46	25	19	33	5	140

＜参考：令和4年度発達障害を診療等可能な医療機関調査結果＞

（単位：件）

地域	圏域	医療機関数				10万人当たりの医療機関数			
		R2	R3	R4	増減 (R4-R3)	R2	R3	R4	増減 (R4-R3)
東部	賀茂	5	4	3	-1	8.4	6.8	5.2	-1.6
	熱海伊東	6	6	6	0	6.0	6.1	6.2	+0.1
	駿東田方	23	23	23	0	3.6	3.6	3.7	+0.1
	富士	11	11	12	+1	3.0	3.0	3.2	+0.2
	東部計	45	44	44	0	3.8	3.8	3.8	0
中部	静岡	31	32	31	-1	4.5	4.6	4.5	-0.1
	志太榛原	10	13	14	+1	2.2	2.9	3.1	+0.2
	中部計	41	45	45	0	3.6	3.9	4.0	+0.1
西部	中東遠	11	13	15	+2	2.4	2.8	3.3	+0.5
	西部	32	31	32	+1	3.8	3.7	3.8	+0.1
	西部計	43	44	47	+3	3.3	3.4	3.5	+0.3
計		129	133	136	+3	3.6	3.7	3.8	+0.1

市町教育委員会の医師の診断書の取扱い

(障害者支援局障害福祉課)

1 概要

発達障害診療に係る医療機関の負担軽減に向けた取組を検討するため、特別支援学級への入級に係る医師の診断書の取扱い等に関し、市町教育委員会に対して照会した結果を報告する。

2 照会結果

(1) 概要

ア 医師の診断書の取扱い

照会事項：支援学級への入級の判断に係る医師の診断書の要否とその理由

項目	全体	うち静岡	うち静岡西
①医師の診断書を必須としている市町	19 市町	10	9
②医師の診断書を必須としていない市町	14 市町	10	4

イ 就学支援委員会に配置する専門職【追加項目】

医師	医師以外の専門職
(4市町にて医師の複数配置を確認) ・発達障害の専門医師 11市町 ・一般の小児科医師 18市町 ・上記以外の医師 6市町※	・心理士 16市町 ・OT又はPT 1市町 ・言語聴覚士 6市町 ・保健師 6市町 ・その他・・・児発センター相談員、SSW、巡回相談員、特別支援学校教諭など

※うち2市町は別に小児科医等を配置

(2) (1) アの理由等

①必須とする市町	<p><市町の主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入級の検討に当たり、客観的かつ総合的な判断を行うための資料として医学的見地に基づく見解(=医師の診断書)を求めている。 ・保護者や教職員の見解だけではこれらの判断が難しく、子どもの将来を踏まえて慎重に検討するための手段として医師の診断書を必須としている。
②必須でない市町	<p><診断書以外で採用している資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の意見書、知能検査の結果、臨床心理士の意見書など <p>→診断書だけでなく、その他の客観的な資料を踏まえ総合的に判断している。</p>

3 今後の対応

各市町教育委員会に対して照会結果のフィードバックを行うほか、照会結果を踏まえた今後の対応について、関係機関とともに協議、検討を行う。

発達障害児者支援に係る主な施策の集約結果

(障害者支援局障害福祉課)

1 概要

令和4年度第1回発達障害者支援地域協議会において、構成委員より、改めて発達障害児者への支援に当たり、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等の連携体制を強化することの必要性に関する意見があったことを踏まえ、発達障害児者支援に係る課題検討の基礎資料とすることなどを目的に、県の関係各課が所管する発達障害児者支援に係る主な施策について集約したので報告する。

2 目的

関係各課の所管する発達障害児者支援に係る主な施策を集約し、

- ①協議会での情報提供により、発達障害児者支援に係る課題検討の基礎資料とする。
- ②関係各課との情報の共有を図る。
- ③市町、関係機関への情報提供により、当事者や支援者に対する支援情報の周知を図る。

3 対象事業

発達障害児者（疑いのある方含む）又はその支援者が利用できるサービスや研修会等
 ※発達障害を主な対象とした事業に限らず、当事者支援につながる（きっかけとなる）事業を網羅的に把握できるよう照会

4 照会先

部名等	局名等	担当課	分野
健康福祉部	障害者支援局	障害者政策課	福祉就労、障害理解
		障害福祉課	全般
	こども未来局	こども未来課	保育
		こども家庭課	母子保健
経済産業部	就業支援局	労働雇用政策課	一般就労
		職業能力開発課	就職訓練
スポーツ・文化観光部	総合教育局	私学振興課	学校教育（私立）
教育委員会		義務教育課	学校教育（公立） 総合教育センター
		高校教育課	
		特別支援教育課	
		社会教育課	

4 照会結果

別紙「一覧表」のとおり

5 今後の対応

上記2目的のとおり、関係機関等と情報共有した上で、発達障害児者支援に係る課題検討の基礎資料などに利用していく。

発達障害児者支援関連事業報告

(障害者支援局障害福祉課)

1 事業趣旨

発達障害者支援センターと連携し、発達障害児者の支援に係る体制整備、人材養成、連携強化を実施する。特に各種資源の少ない県東部地域に対して重点的に事業を実施する。

2 事業一覧

令和4年度は、Web会議方式を採用するなどして、新型コロナウイルス感染症の対策をしつつ事業を展開した。令和5年度についても同程度の内容での事業展開を見込んでいる。

名称		事業概要	R4実績(予定)	R5検討
体制整備	発達障害者支援コーディネーター配置	発達障害の対応困難ケースの相談支援や地域の体制整備のための取組を担うコーディネーターを配置	・6名配置 東 部：4名 中西部：2名	左記に加え連絡協議会を開催
	東部地区における陪席研修	専門的な医療機関における発達障害診療の陪席研修を実施【東部】 対象：東部地域に勤務する医師 内容：8名養成、各3回	・伊豆医療福祉センター【委託】 ・5名（各3回）養成	養成人数増（8名程度）
人材養成(医師)	かかりつけ医等対応力向上研修	かかりつけ医等の発達障害への対応力の向上等を目的とした研修を実施 対象：発達障害を日常診療しない医師 内容：50名程度養成、年1回	・県、東部発達障害者支援センター ・R5.3.5（日）実施	左記同
	自閉症支援講座	自閉症、発達障害に関する基本的な知識の習得等を目的とした研修を実施 対象：当事者及び支援者全般 内容：各100名程度養成、年複数回	・東部発達障害者支援センター【委託】 ・4部以上開催	左記同
人材養成	トレーニングセミナー	アセスメント技術の習得を目的とした実践的な研修を実施【東部】 対象：事業所支援員、教職員等 内容：10名養成、年1回（2日間）	・東部発達障害者支援センター【委託】 ・2日間開催	左記同
	ペアレントメンター養成等	当事者及びその家族を支援するためのペアレントメンターを養成し、療育の場等への派遣活動を実施 対象：発達障害児の子育て経験のある保護者 内容：6名養成	・中西部発達障害者支援センター【委託】 ・6名養成 ・市町等派遣実施	左記同
	ピアサポート支援者養成	発達障害児者の当事者活動の支援が可能な人材を養成 対象：支援機関の職員等 内容：9名養成	・中西部発達障害者支援センター【委託】 ・9名以上養成	左記同
	発達障害者支援地域協議会等	関係分野の代表者による協議会により支援体制の整備について検討 内容：年複数回開催	・支援地域協議会：2回 ・東部NW会議：1回	左記同
連携強化	発達障害者支援地域協議会等	関係分野の代表者による協議会により支援体制の整備について検討 内容：年複数回開催	・支援地域協議会：2回 ・東部NW会議：1回	左記同

発達障害医療福祉教育連携ネットワーク会議

(障害者支援局障害福祉課)

1 会議概要

田方地域（伊豆市、伊豆の国市、函南町）をモデルとして、医療体制の強化、医療・福祉・教育の連携、児童発達支援体制の強化を図るためのネットワークを構築し、効果等を検証の上、県内の発達障害者への支援体制の構築を検討する。（R元年設置）

2 今年度の開催状況

日付等	・令和5年2月20日（月）Web会議
参加者	・委員：医療、福祉、教育、行政の各分野の担当者（18名） ・その他：前年度会議の学校現場の状況報告発表者（教職員。5名）等
議題	・早期療育のための取組の進捗報告と今後の方針【伊豆医療福祉センター】 ・福祉分野からの現状報告及び他分野への協働依頼【リベルテ・みらいず】 ・教育機関での医師の診断書の取扱い【静東教育事務所】

2023世界自閉症啓発デー等に向けた主な取組

(障害者支援局障害福祉課)

1 概要

2023年の「世界自閉症啓発デー(4/2)」及び「発達障害啓発週間(4/2～4/8)」に向けて、自閉症をはじめとする発達障害の理解、啓発の促進に向けた県内の取組を推進する。

2 関係機関調整

令和4年11月22日(火)、県障害福祉課、県自閉症協会、発達障害者支援センター（政令市含む。）の担当で構成する意見交換会を開催し、各機関の取組等を確認

<各機関の取組(予定)>※一部抜粋

所属	内容
県障害福祉課	・県広報媒体への掲載、県政記者室への情報提供 ・各市町への取組依頼、啓発ポスターの配布
県自閉症協会	・グランシップにて自閉症啓発に係る講演会を開催 ・主要施設へのブルーライトアップの依頼【他機関も同様】
東部発達センターアスタ	・自閉症や発達障害を題材とした映画3作品の上映会を開催 ・アスルクラロ沼津とのタイアップによる啓発活動
中西部発達センターCOCO	・ジュビロ磐田や静岡ブルーレヴスとのタイアップによる啓発活動 ・銀行、病院等への啓発映像の掲出
市町、事業所等	・観光施設、公共施設等のブルーライトアップ ・各種行事での啓発(ブース設置、チラシ配布等) ・図書館における発達障害関連図書の特設コーナー設置